

◇ 招聘研究員および招聘研究教授

情報生産システム研究センターにおいて、情報生産システム研究センターの事業および研究を進めていく上で必要と認められる場合、学外の研究者を嘱任することができる。

1. 嘱任資格

《招聘研究員》

下記の 1 あるいは 2 の要件を満たす者

- 1 博士学位を取得している研究者
- 2 大学・研究機関等で研究を行い、1 と同等の研究実績をもつ研究者

《招聘研究教授》

下記の要件を満たす者

本学の教職員でない研究者のうち、特に卓越した研究業績を有する者であって、別に大学が定める基準を満たすと研究院人事審査委員会（研究院規則第 6 条第 1 項に規定する研究員人事審査委員会をいう。）が認めたもの

2. 申請者

兼任センター員が申請資格を有する。

3. 任期

《招聘研究員》

1 年以内とし、その期間はその都度定める。ただし、再任を妨げない。

《招聘研究教授》

1 年（最長 3 年。ただし、教育研究プロジェクトの事業年数が 3 年を超える場合は、その事業年数）

4. 申請受付期間

年間を通じ随時受け付ける。

5. 申請手続

受入資格に応じた「嘱任申請書」および所定の履歴書・業績書を情報生産システム研究センター事務所に提出する。

6. 嘱任および解任

「招聘研究員および招聘研究教授の受入に関する規程」により、情報生産システム研究科運営委員会で承認し、情報生産システム研究センター管理委員会の議を経て、大学が行う。

7. 傷害保険

傷害保険加入については「[招聘研究員および嘱託研究員の傷害保険加入について](#)」を参照のこと。